

工事請負契約約款改正概要（令和5年4月1日～）

○ 主な改正内容

不可抗力による損害（第30条）

「災害応急対策又は災害復旧に関する工事(※)」中の2次災害(不可抗力)による損害については、受注者が善管注意義務を果たしていることを前提に、1/100の受注者負担を求めないこととする。

(※)「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の具体的内容
(対象工事として以下を想定)

1. 災害復旧事業(関連事業等を含む。)の対象工事
2. 発災直後の応急対策(災害協定に基づく契約又は指示により実施される工事や、維持管理契約内で指示を受けて対応する工事)

発注者の催告によらない解除権（第48条）

受注者の役員及び営業所の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるときや、受注者の役員、営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき等に発注者が直ちにその契約を解除できることとした。

なお、本改正については、令和5年4月から施行することとする。